

第3次東近江市男女共同参画推進計画【令和7年度実績表】

目標1 男女共同参画の理解と意識の浸透

目標値進捗状況表

指標	基準値	前回数値	現況値	目標値	備考	担当課
	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
「社会全体における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合	15.2%	15.1%	17.7%	30.0%	市民意識調査	人権・男女共同参画課
滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率※1	45.2%	41.9%	38.7%	85.0%	R7 12校/31校中 R6 13校/31校中	学校教育課

※1 市内の小・中学校で「男女共同参画社会づくり児童生徒用副読本」が活用されている割合（％）

具体的施策

（1）広報・啓発活動の充実

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
1	男女が共に社会を担う意識づくり	男女共同参画週間に合わせて、街頭啓発を実施するほか、広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット等を活用し、広く市民へ広報、啓発を行います。	街頭啓発 啓発物品の設置 広報ひがしおうみ 市ホームページ 市LINE公式アカウント 東近江スマイルネット 啓発紙	街頭啓発（街頭啓発のニュース掲載） 啓発物品の設置 広報ひがしおうみ 市ホームページへの掲載 市LINE公式アカウントによる配信 東近江スマイルネット 男女共同参画推進員による啓発紙	男女共同参画週間を中心に、テレビやSNS、街頭啓発等の多様な広報媒体を活用し、広く市民等への広報啓発を行うことで、周知・啓発につながった。	引き続き、男女共同参画週間を中心に、広く市民へ広報啓発を行う。 より幅広い世代に周知し、共感を得られるよう、啓発方法を検討する。	人権・男女共同参画課
2	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、男女共同参画出前講座による地域への啓発をはじめ、広報ひがしおうみ、市ホームページ等を通して意識啓発に取り組みます。	男女共同参画推進員による出前講座 男女共同参画推進リーダー養成講座（人権のまちづくり講座） 広報ひがしおうみ 市ホームページ 東近江スマイルネット 市LINE公式アカウント	出前講座 3回 43人 （R6 3回 60人） 男女共同参画推進リーダー養成講座（人権のまちづくり講座 第2回） 67人※1-(1)（R6 104人） 広報ひがしおうみ 市ホームページへの掲載 東近江スマイルネット 市LINE公式アカウント	身近な課題を取り上げた出前講座等を通して、意識啓発につなげることができた。	各種媒体による啓発を継続するとともに、市民が身近な課題として捉えられるテーマを取り上げた講座や啓発事業等を実施し、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた理解促進を図る。	人権・男女共同参画課

※1-(1) 参加者の内訳：60代以上 57%、40,50代 30%、30代以下11%

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
3	男女共同参画に関する資料・情報の提供	男女共同参画に関する資料、情報を収集し、市民への情報提供に努めます。	男女共同参画推進員による啓発紙の自治会組回覧 広報ひがしおうみ 東近江スマイルネット 市LINE公式アカウント 市ホームページ 図書館での特設コーナーの設置 男女共同参画に関する市民意識調査の実施	啓発紙 広報ひがしおうみ 東近江スマイルネット 市LINE公式アカウント 市ホームページへの掲載 図書館での特設コーナーの設置 1箇所（R6 1箇所） 男女共同参画に関する市民意識調査の実施	八日市図書館と連携し、男女共同参画週間に合わせた特設コーナーを設置することで、市民に身近な場所で男女共同参画に関する書籍を提供し、理解促進を図ることができた。また、男女共同参画に関する市民意識調査を実施、報告書の発行、図書館等へ設置、市ホームページに掲載した。	引き続き、図書館と連携し、特設コーナーの設置機会の拡充や各種啓発期間等を活用した情報提供を行うとともに、市ホームページ等における情報発信の充実を図り、男女共同参画に関する市民の理解促進につなげる。 男女共同参画に関する市民意識調査結果は次期計画の策定や事業検討に反映させる。	人権・男女共同参画課
			性別を問わず誰もがより良く生きるための資料や情報を幅広く収集し、市民に提供する。 男女共働参画週間にあわせて関連の資料をコーナーを設置し、市民への周知を行った。	社会の動きや課題に対応した男女共同参画に関する資料や情報を幅広く収集し、提供した。 館内に設置したコーナーでは、鮮度の高い情報が提供できるよう定期的に本の入替え作業を行った。 幅広い情報を入手してもらえるよう、あわせて関連チラシを設置した。	多様な性の在り方に対する意識の変化や、家族・家庭をめぐる様々な問題に関する図書資料やチラシを設置したことで、市民への情報提供や周知につながった。	引き続き、男女共同参画に関する資料や情報を幅広く収集し提供する。 関係課と連携しながら、市民の関心を高め、資料が多く市民の手にとられるよう、コーナー作りを行う。	図書館

（2）市民への学習機会の充実

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
4	市民等への学習機会の提供	男女共同参画社会づくりについての理解を深めるため、幅広い世代の市民を対象に講座・セミナー等を開催します。	男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座) 男女共同参画を目指す講演会 デートDVに関する講座	男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座 第2回) 67人（R6 104人） 男女共同参画を目指す講演会（市民大学と共催） 274人（R6 297人） デートDVセミナー（びわこ学院大学と共催） 102人（R6 108人）	市民を対象とした講座のほか、若年層を対象とするセミナーを開催するなど、幅広い世代に向けて学習機会を提供することができた。	より多くの市民へ向けて学習機会の提供ができるよう、関係課及び関係機関と連携しながら、講座や講演会を開催する。	人権・男女共同参画課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
5	団体・グループ等の学習支援	男女共同参画の意識が広まるよう、団体やグループ等に向け、学習情報を提供します。	自治会の町別懇談会等で男女共同参画推進委員会の出前講座を活用してもらえよう周知した。	各自治会へのチラシの配布 東近江スマイルネットでの周知 啓発紙での周知	出前講座 3回 43人 (R6 3回 60人)	出前講座の実施回数が少ないため、より効果的な時期を狙ってチラシや市ホームページ等で活用を呼び掛ける。	人権・男女共同参画課
			出前講座やコミュニティセンター講座の実施 生涯学習情報紙の発行	出前講座 メニュー件数：108件（市民の部：32件、行政の部：44件、企業・公共機関の部：32件） 実施回数：234件（R6 219回） 生涯学習情報紙：年2回発行	出前講座やコミュニティセンター講座を通じて、市民のニーズに沿った学習機会を提供した。 生涯学習情報紙を公共施設等に設置するほか、市ホームページに掲載することで広く市民に情報提供を行った。	多様化する市民ニーズを把握しながら、要望に沿った出前講座を展開できるよう講座数の増加、講師確保に努める必要がある。	生涯学習課
6	事業所内研修の推進	働く場での男女共同参画を促進するため、事業所内で研修が行われるよう働きかけます。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6/224社） 資料提供による事業所啓発 98社（R6/104社）	研修を実施していない事業所に対して、男女共同参画に触れた研修が行われるよう、働きかけをすることができた。	引き続き、働く場での男女共同参画の研修が実施できるよう働きかけを行う。	商工労政課
7	子育て期にある男女の学習参加支援	子育て期の男女が共に学習の場に参加しやすくするため、開催会場において乳幼児一時保育の実施を推進します。	チャイルドルーム支援事業（保育士派遣費用の一部助成）の実施により、学習会等での開催会場への託児所設置を促進した。	チャイルドルーム支援事業	チャイルドルーム支援事業申請件数 2件（R6 3件）	引き続き学習機会への参加を支援するとともに、利用状況やニーズを踏まえた事業の実施に努める。	人権・男女共同参画課

（3）男女共同参画の視点に立った教育の推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
8	教育・保育関係者への研修の推進	男女共同参画社会の理解と意識醸成のため、教育・保育関係者に対する研修の充実を図ります。また、性の多様性に配慮した指導・支援が実践されるよう、教育・保育関係職員の研修を行います。	市立小中学校で、県教育委員会発行「性の多様性」のしおり・リーフレットを活用し、学校の実情に合わせて校内で研修を実施する。	市立小中学校で、県教育委員会発行「性の多様性」のしおり・リーフレットを活用し、学校の実情に合わせて校内で研修を行っている。	各学校の実情に応じて性の多様性に配慮した教育活動を実施することができた。 県教育委員会発行「性の多様性」のしおり・リーフレットを活用し、学校の実情に合わせて校内で研修を行った。	教職員が性の多様性を理解し学校現場で児童生徒の抱える課題に対応できるよう、学校の実情に合わせて県教育委員会発行のしおりやリーフレットを活用しながら研修を行う。	学校教育課
			各認定こども園、幼稚園及び小規模保育事業所の職員を対象に研修を実施する。また、外部機関から研修の案内があった際は積極的に参加する。	就業継続支援研修を計3回実施した。（R6 3回） 性の多様性に配慮した指導・支援が実践できるよう、各園での研修、会議等で周知を行った。	就業継続支援研修を通して、男女共同参画社会への意識を高めることができた。研修を重ね、多様性に配慮した保育支援をつなげることができた。	研修内容の見直しを精査しながら、引き続き研修を実施する。	幼児課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
9	児童・生徒向け副読本の活用	児童・生徒向け男女共同参画社会づくり副読本（滋賀県作成）が、市内の小学校・中学校で活用されるよう取り組みます。	副読本の活用について、学習指導要領に則り、各学校での実情に合わせて、教科・学習内容に沿って活用されるよう市内小中学校に依頼する。	滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課からの副読本・教材の送付及び活用依頼を受けた後、市立小中学校に活用依頼を行った。	副読本の活用について、各学校へ周知と依頼を行っているが、全ての学校では活用されていない。（R7年度）活用した学校では、道徳や家庭科、社会科など、それぞれのねらいに沿った形で活用することができた。	副読本の活用について、各学校の実情に合わせて、教科学習内容に沿って活用するよう呼びかけていく。	学校教育課
10	多様な選択を可能にする指導の推進	児童・生徒の一人一人が主体的に多様な進路選択ができるよう、学校や地域でキャリア教育、キャリア形成を支援するための指導を行い、進路指導の充実を図ります。	中学校における職場体験「キャリア・パスポート」を活用した学習	職場体験は、市内全中学校で実施できた。（R7 9校中9校）各小中学校で「キャリア・パスポート」を活用した学習を行った。	地域の事業所で貴重な体験活動をし、主体的な進路選択につなげることができた。小学校入学から高等学校卒業までを見通してのキャリア教育となっている。	今後も全中学校で職場体験学習に取り組んでいく。将来の夢や目標を具体的に描けない児童・生徒がいることが課題であり、キャリアパスポートを活用し、自己の将来について考える機会にする。	学校教育課

（4）男女共同参画の推進に取り組む市民団体・グループの活動支援

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
11	男女共同参画推進委員会等の活動支援	東近江市男女共同参画推進委員会等の活動を支援し、啓発活動の充実を図ります。	定例会 学習会 啓発活動 出前講座 啓発紙の発行 推進委員会の活動紹介 男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座 第2回)の案内 各種研修会への参加補助	定例会 11回 (R6 11回) 学習会 定例会の中で1回 男女共同参画週間に合わせた街頭啓発 出前講座 3回 (R6 3回) 啓発紙の発行 東近江スマイルネットでの活動紹介 男女共同参画推進リーダー養成講座の参加案内、受付補助の依頼	オンラインセミナー等の情報提供や日本女性会議への参加促進を行うことで、推進員の学習機会の確保と資質向上を図り、推進員による啓発活動の充実につなげることができた。	地域への啓発活動をさらに充実させるため推進員の確保に努めるとともに、オンラインの活用や学習機会の充実を図り、推進員が主体的に活動できる環境づくりを進める。	人権・男女共同参画課

第3次東近江市男女共同参画推進計画【令和7年度実績表】

目標2 女性が活躍できる環境の実現

目標値進捗状況表

指標	基準値	前回数値	現況値	目標値	備考	担当課
	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
審議会等の女性委員の割合	35.0%	38.5%	38.5%	40.0%		人権・男女共同参画課 関係各課
「職場における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合	21.2%	27.7%	27.5%	30.0%	市民意識調査	人権・男女共同参画課

具体的施策

(1) 様々な分野における女性の活躍推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
12	リーダーとなる人材の育成	講座や研修等の学習機会を通して、各分野においてリーダーシップを発揮できる人材の育成に努めます。	男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座) 市や県等の研修会等開催案内の男女共同参画推進員への周知	男女共同参画推進リーダー養成講座 67人 (R6 104人) 男女共同参画推進員に向けた各種研修会等の周知	講座等を通して、男女共同参画課についての知識を深めていただくことができました。 男女共同参画推進員の研修会等の参加 5人(R6 9人)	引き続き、市民向けの講座の実施、男女共同参画推進員研修会等での学習機会を提供する。	人権・男女共同参画課
13	農林業、商工業等における取組の支援	農業、林業、商工業等に関わる女性が活躍できる環境を整えるため、学習機会や情報の提供を行います。	農業に関わる女性が経営や様々な方針決定過程に参画できるよう、学習機会の提供を行った。	ひがしおうみ晴耕塾(全6回)を開催し、14人の女性受講者があった。うち1回は、女性活躍の重要性について講演。(R6 9人)	学ぶ機会と情報の提供を行った。	引き続き、農業者だけでなく興味のある人も参加しやすいような学習機会を提供する。	農業水産課
			集落単位での「森づくりワークショップ」の開催 森林境界明確化に係る地元説明会の開催	山上町(4人)、上山町(4人)及び北坂町(3人)でワークショップを開催 九居瀬町(0人)、永源寺高野町(1人)及び永源寺相谷町(2人)で地元説明会を開催 ()内は女性参加者数	ワークショップへの女性の参加 地元説明会への女性の参加(地権者として参加)	女性の参加が少ない状況である。森林経営や木材の利活用に取り組めるよう、引き続き働きかけを行っていく。	林業振興課
			訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社 (R6 224社)	女性が企業の意思決定に関わっていけるよう、学習機会や情報の提供を行うことができた。	引き続き、女性が活躍できる環境づくりに向け学習機会や啓発について働きかけを行う。	商工労政課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
14	女性の新規就農者に対する支援	農業に携わっている女性と農業を始めたい女性の交流の場を設け、女性の新規就農を促進するとともに、就農された女性同士のネットワーク化を図り、女性就農者の経営が向上するよう支援します。	新規就農者PR動画の作成	新規就農された女性農業者に出演していただき、女性農業者としての新規就農への思いや本市で農業を始めたきっかけなどを語っていただいた。 映像は今後女性農業者が新規就農する際に先輩農業者としてつながりが持てるよう、youtube配信した。	市内で活躍している女性農業者を知り、つながりを持つきっかけ作りとなった。	女性農業者のネットワークづくりを目標としているが、参加したいという意見が出ず進んでいない。 女性農業者が希望していることの聞き取りから進めていきたい。	農業水産課
			農業委員会内の食農啓発・女性農業者支援委員が中心となり農業水産課と連携し支援活動に努める。	農業委員会内の食農啓発・女性農業者支援委員が視察研修や学習会に参加し知識の習得を図った。 また、認定就農者会議に新規就農のサポートメンバーとして参画した。	地区担当の農業委員が新規就農者に対して指導、助言を行った。	女性農業者同士のつながりが必要と考えられることから、交流会の開催等、情報交換の機会を提供していく。	農業委員会事務局
15	家族経営協定の締結促進	家族で取り組む農業経営における働き方等の見直しを行い、男女が共に家事・育児を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう、家族経営協定締結の促進に努めます。	農業委員による「声かけ」で促進に努める。	農業委員と農業関係機関との連携で家族経営協定締結の促進に努めた。	家族経営協定の締結 1組 (R6 4組)	引き続き関係機関と連携を取りながら農業委員による「声かけ」で促進する。	農業委員会事務局
16	女性の起業に対する支援	起業を目指す女性に対して必要な知識や情報を提供するとともに、関係機関と連携し、支援に努めます。	学習会による支援 「起業塾」 「女性のための創業塾」	八日市商工会議所が開催する「起業塾」の運営支援 受講者22人 (R6 19人) 東近江市商工会が開催する「女性のための創業塾」の運営支援 受講者28人 (R6 28人)	起業塾や相談会等を通じて、創業を計画している女性を対象に必要な基礎知識等を学ぶ機会及び情報の提供を行うことができた。	今後も「起業塾」及び「女性のための創業塾」の運営を関係機関と連携しながら支援していく。	商工労政課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
17	女性のエンパワーメントの促進	女性の様々な分野へのチャレンジを支援するため、学習機会、相談等の情報提供を行い、女性の社会活動の促進を図ります。	子育て世代や仕事を始めたいと考えている女性を対象とする学習会の実施	女性のためのきらめき☆セミナー（1回講座）20人（R6 8人）、女性活躍推進学習会（在宅ワークスキルアップセミナー）連続8回講座 16名	内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用し、子育て世代や在宅ワークに関心のある市内在住・在勤の女性を対象に在宅ワーク講座を実施した。子育てや介護等により時間的制約のある女性の多様な働き方を支援するため、生成AIの活用やデザインスキルの習得支援、企業とのマッチング交流会への参加促進を行い、就労意欲の向上や就労機会の創出につなげた。	本事業を通じて就労意欲やスキル向上の成果が見られた一方、実際の就業に繋げるためには継続的な支援が必要である。今後もニーズ調査の実施により事業内容の充実や集客力・事業効果の向上を図るとともに、関係機関と連携し多様な働き方の実現に向けたスキル習得や就労機会の創出に向けた支援を継続して実施する。	人権・男女共同参画課
18	女性の就労支援	関係機関と連携し、女性の就業継続や再就職等就労に関する情報提供を行うとともに、相談窓口の充実を図り、女性の就労支援に努めます。	窓口での就労相談 ハローワーク東近江、東近江市しごとづくり応援センターとの連携による就労支援 希望者へのメール配信	窓口での就労相談 5件(R6 15件) メール配信登録者数 21人(R7新規に実施)	就労に関する相談や手続きについて、関係機関と連携して支援した。また、希望者に対し、就労や在宅ワークに関するセミナー、イベント、スキルアップ講座等の情報をメール配信し、就労に関する情報提供の充実を図った。	引き続き、就労相談を実施するとともに、就労や在宅ワークに関する情報のメール配信等を通じて、女性の就業継続や再就職に向けた支援の充実を図る。	人権・男女共同参画課
			紹介所による雇用機会の拡大 東近江市しごとづくり応援センター（無料職業紹介所）による就労支援を行った。	求職者登録数 11件（R6 43件） ハローワーク東近江との連携	継続して働けるよう就労希望者と雇用主へのフォローアップを行いきめ細かな就労支援を行うことができた。	引き続き、就労相談を実施する。	商工労政課

（2）企業・事業所における女性の活躍推進

19	男女雇用機会均等法の周知	男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、男女の賃金格差の是正や男女共同参画に関する理解が進むよう企業、事業所等に働きかけます。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6 224社）	男女共同参画に係る研修が行われるよう学習機会や情報の提供を行うことができた。	引き続き、男女共同参画に関する理解が進むよう研修や啓発の働きかけを行う。	商工労政課
20	キャリア形成教育の推進	個々の能力が発揮できるよう社内教育やキャリアアップ研修の開催を企業、事業所等に働きかけます。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6 224社）	キャリア形成に係る社内教育等が行われるよう働きかけることができた。	引き続き、社内教育の推進について働きかけを行う。	商工労政課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
21	職場における女性の参画拡大	企業、事業所において女性の意欲や能力に応じた職域拡大や管理職登用が更に進むよう啓発に努めます。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6 224社）	女性の参画促進に係る研修が行われるよう働きかけることができた。	引き続き、女性の活躍推進について働きかけを行う。	商工労政課
			事業所対象の研修会の実施	事業所対象の研修会 （東近江市企業内人権推進協議会との連携事業） 37事業所 51人（R6 37事業所、55人）	事業所を対象にワーク・ライフ・バランスやハラスメントについての研修会を実施することができた。	引き続き、関係課及び関係機関と連携しながら研修会を実施する。	人権・男女共同参画課

（3）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
22	審議会等委員への女性の参画拡大	女性の意見が市政に反映できるよう、法令、条例、要綱等により設置された各種審議会や委員会へ女性委員の参画の拡大を図ります。	各種委員会への女性委員の登用の推進	各課から各種委員会の男女比率報告時に、今後の方向性を確認し、女性委員の登用を推進した。 各所属へ女性委員のより一層の登用を依頼した。	地方自治法202条3に定める法律・条例に基づく附属機関の女性委員の比率 32.9%（R6 33.9%） 附属機関に準ずる委員会の女性委員の比率 47.1%（R6 45.2%）	充て職や専門分野によっては女性人材が限られている状況も見られる。引き続き各種委員会等における男女比への配慮を全庁に周知し、委員選任時に幅広く女性人材の活用を検討するよう働きかける。	人権・男女共同参画課 関係各課

目標3 自分らしいワーク・ライフ・バランスが選択できる社会の実現

目標値進捗状況表

指標	基準値	前回数値	現況値	目標値	備考	担当課
	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
学童保育所実施箇所数	37箇所	40箇所	41箇所	43箇所		こども政策課
学童保育所利用者数（4月1日現在）	1,561人	1,652人	1,775人	1,723人		こども政策課
待機児童数（4月1日現在）	40人	15人	0人	0人	翌年度4月1日現在の数値	幼児課
地域密着型サービス施設整備率※2	86.2%	96.4%	96.4%	100.0%	地域密着型サービス施設整備数27箇所（地域密着型通所介護施設を除く） 第9期介護保険事業計画（R6-R8）に基づく数値	長寿福祉課
グループホーム（障害）利用者数	189人	288人	315人	214人		障害福祉課
認知症啓発サポーター養成講座受講者数	280人	525人	356人	1,000人		地域包括支援センター

※2 目標とする地域密着型サービス施設総数を100としたとき、現在、整備できている施設総数の割合を示したもの（％）

具体的施策

（1）ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
23	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進	市民や事業所に対して、テレワーク等の柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの必要性について理解を深めるため、啓発を行います。	広報ひがしおうみ 市ホームページ 市LINE公式アカウント 事業所を対象とした研修会 多様な働き方を促進するための学習会	広報ひがしおうみ 市ホームページ 市LINE公式アカウント 事業所を対象とした研修会 （企業内人権推進協議会との連携事業）33企業51人（R6 37企業55人） 在宅ワーク講座 入門編20名 ステップアップ講座16人（R6 16人）	企業内人権推進協議会と連携しながら、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの必要性について啓発することができた。在宅ワーク講座では就労につながるように、県が実施する（企業との）マッチング交流会や受講後フォローアップを併用するよう案内した。	引き続き、講座等を通して啓発を行う。 在宅ワーク講座では就労につながるように、他課のセミナーや県が実施する関連事業の併用を促す。	人権・男女共同参画課
			訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6 224社）	女性が企業の意思決定に関わっていけるよう、学習機会や情報の提供を行うことができた。	引き続き、女性が活躍できる環境づくりに向け学習機会や啓発について働きかけを行う。	商工労政課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
24	職場環境づくりの推進	長時間労働の抑制や育児・出産、介護に当たる男女が共に休業制度や時差出勤、フレックスタイムなどを活用し、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するため、啓発を行います。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。	事業所訪問 234社（R6 224社）	育児・介護休業法の取組状況を聞き取り、産後パパ育休制度等柔軟な働き方について啓発することができた。	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性や柔軟な働き方の実現に向けて啓発を行う。	商工労政課
			事業所を対象とした研修会の実施	事業所を対象とした研修会（企業内人権推進協議会との連携事業）33企業 51人（R6 37企業 55人）	関係機関と連携しながら、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの必要性について啓発することができた。	引き続き、関係課及び関係機関と連携しながら、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するための啓発を行う。	人権・男女共同参画課
25	企業、事業所等の取組促進	市内事業所のワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組の事例について情報提供に努め、企業、事業所等の取組促進を図ります。	アンケート調査の実施 従業員20人以上の事業所に対し、雇用・人権に関するアンケート調査を実施	企業内人権窓口設置事業所 332社 アンケート調査結果報告書を配布	アンケート調査結果報告書を配布し、市内事業所のワーク・ライフ・バランスの取組状況や取組促進に係る情報提供を行うことができた。	雇用・人権に関するアンケート調査を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組について情報提供に努める。	商工労政課 人権・男女共同参画課

（2）育児・介護等の支援

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
26	多様な保育サービスの充実	乳児保育、延長保育、病児保育、障害児保育、一時保育、幼稚園における預かり保育等、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。	乳児保育 障害児保育 病児保育 延長保育 一時預かり保育 預かり保育等の実施	乳児保育及び障害児保育の実施 病児保育室 3箇所 延長保育 30園 一時預かり保育 20園 預かり保育 25園	保育ニーズに応じた多様な保育サービスを提供することができた。	保護者の就労状況に応じた保育ニーズの動向を的確に捉え、更なるサービスの拡充に努める。	幼児課
		ファミリー・サポート・センターの周知や事業の推進に努めます。	キャラバン隊として、子育て支援センターが実施している「赤ちゃん広場」に出向き、事業の啓発を行った。 協会員養成講座を年4回実施した。	ファミサポキャラバン5回（R6 5回） 協会員養成講座 24人（R6 30人） 会員数 673人（R6 612人） 一時保育室利用日数 204日（R6 79日）	キャラバン隊による啓発活動、自治会回覧及びポスター掲示による広報活動を継続的に行なったことが、会員登録の増加につながった。	広報やケーブルテレビ及びデジタルサイネージを活用した事業の周知や、養成講座の受講者を増やすことで協会員が増加につながった。	子育て支援センター

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
26	多様な保育サービスの充実	関連機関と連携し、子育て中の親への子育てに関する情報提供に努めます。	子育て情報の周知として、子育てハンドブック「ららら♪」を企業広告を活用してゼロ予算で6,000部発行し、庁内窓口での配布や公共施設に設置した。 乳幼児連れの保護者が外出中に立ち寄り、おむつ替えや授乳・搾乳等ができる施設を赤ちゃんの駅として登録し、市ホームページに掲載を行い、子育て家庭が気軽に外出できるよう情報提供を行った。	子育てハンドブック 「ららら♪」 6,000部発行 赤ちゃんの駅事業 公共施設 69箇所 民間施設 21箇所 (R7 90箇所 R6 90箇所)	子育てハンドブックは、市公式LINEに子育てハンドブックのリンクを貼るとともに、母子手帳交付時や転入時等に配布することで、子育て家庭に施設紹介や制度の情報提供を行った。 赤ちゃんの駅事業の登録施設へのアンケート調査を行い、各施設の実施状況を市ホームページで紹介した。	市ホームページ、LINE、母子手帳アプリららぽけ♪等の媒体を活用して子育て情報を分かりやすく掲載し、情報が伝わるように工夫する。 赤ちゃんの駅事業については、更なる登録増加に努める。	こども政策課
27	学童保育所の充実	学童保育所の指導員の保育の質や専門性の向上を図るため、指導員研修の充実に努めます。また、児童が安心して利用できる学童保育所の設置に努めます。	各小学校区に学童保育所を設置し、保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童に対し、安心して過ごせる生活の場の提供を行った。	学童保育所運営委託施設 13箇所 学童保育所指定管理施設 26箇所 学童保育所民間施設 2箇所 (R7 41箇所 R6 40箇所)	大規模な待機児童の発生が予想される箕作小学校区に民間学童保育所を開設した。 待機児童を対象とした夏季休業期間限定学童保育所を八日市南小学校、御園小学校、五個荘小学校の3箇所に開設した。	学童保育所の利用ニーズを把握し、利用者が増加する見込みの小学校区における施設の確保や利用ニーズに合う保育体制の仕組みづくりを行う。	こども政策課 幼児施設課
28	子育て支援の充実	保育所、認定こども園における「親子教室」等男女が共に子育てについて学べる学習機会の充実を図ります。 子育て中の親が気軽に交流や相談できる地域子育て支援拠点事業を推進します。	各認定こども園、幼稚園及び小規模保育事業所において未就園児親子対象の事業を開催する。また、在園児の保護者へ保育参加への協力を求め、子育てに関わる機会を設ける。 遊びの場の提供や身近なところで育児不安の相談・助言ができる「つどいの広場」を開設した。 (公立6箇所、民間7箇所) 子育て支援センターでは、親子が触れ合う交流事業や愛着関係を深める教室を開催した。	未就園児親子対象の事業、保育参加、講演会等を積極的に実施し、男女が共に子育てについて学べる機会を設けることができた。 公立、民間つどいの広場利用者数 69,521人 (R6 75,458人) 子育て講座 「親子みらいちゃんルーム」 472組 (R6 461組) 子育てサークル交流会 2回 (R6 2回) のびのび親子の教室 184組 (R6 173組)	様々な行事等を開催することにより、男女問わず子育てに関わる機会が得られ、子育てについて考えることが増えた。 公立の子育て支援センターでは教室や交流事業を行い、民間のつどいの広場では、それぞれの特性を生かし、地域とのつながりや世代を超えた交流事業を行った。また、全ての広場において子育て親子の育児不安等の相談ができる場を提供した。	今後も園の行事等を通して男女が共に子育てに参画できる機会を設ける。 核家族化や少子化が進行し地域コミュニティが希薄していく中、今後も家庭での育児に不安や孤独感を抱く保護者に対し、広場の提供や悩みの相談に応じていく。	幼児課 子育て支援センター

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
28	子育て支援の充実	関係機関や地域サポートとの連携のもと、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、児童虐待が未然に防止されるよう実態把握に努め、各家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。	東近江市要保護児童対策地域協議会にて各関係機関と会議、研修を実施 関係機関と連携し、子供や家庭の状況確認、支援等について対応	代表者会議 2回(R6 2回) 全体会議 2回(R6 2回) 個別ケース会議 186回(R6 221回) 個別ケースに対する必要な支援…随時	関係機関と連携し、各家庭の相談支援を行い、児童虐待の未然防止及び起こった場合の重篤化を防ぐことができた。	より潜在化、複雑化する家庭の課題を的確にアセスメントし、関係機関の連携により、よりよい支援につなぐ。	こども相談支援課
			要保護児童地域対策協議会の各種会議による情報共有と各学校におけるケース会議に参加する。	要保護児童地域対策協議会の各種会議による情報共有と各学校におけるケース会議に参加した。	個別のケースに関して、こども相談支援課と連携しながら虐待防止や早期発見、早期支援につなげることができた。	タイムリーな情報共有が大切であり、今後も計画的に共有の場を設定する必要がある。	学校教育課
29	多様な介護サービスの充実	男女が共に責任を持ち、社会全体で支える介護を推進するため、必要な介護サービス及び介護予防サービスが利用できるよう社会基盤の整備を進めます。また、障害福祉サービスについてもニーズを把握し、サービス提供体制の整備に努めます。	認知症啓発推進事業の実施 認知症サポーター養成講座 認知症講座	認知症サポーター養成講座 13回開催 356人のサポーターを養成(R6 11回 525人) 認知症講座 3回 124人が受講(R6 6回 191人)	地域や学校、企業など様々な対象者に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解者を増やすことができた。 また、図書館や各種団体と連携し、認知症講座を実施することができた。	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な分野で認知症についての啓発を実施し、認知症の方にやさしい地域づくりを進めていく。	地域包括支援センター
			介護サービス利用者に対し、ニーズ調査を行った上、介護保険事業計画を策定し、在宅、施設サービスを整備していきます。	認知症高齢者グループホーム整備に関する事前調査を行った。	明確な参入意向を持つ事業者がなかったため、公募の実施には至らなかったが、可能性を示す事業者があった。	認知症高齢者グループホームの整備に向けて、公募により事業者を選定し、年度内の完工を調整していきたい。	長寿福祉課
			東近江市障害者総合支援協議会を開催し、本市障害者計画をはじめとした各種計画の進行管理等を報告した。 東近江地域障害児(者)サービス調整会議へ参画し、東近江福祉圏域の障害福祉サービスの課題について協議した。	東近江市障害者総合支援協議会の開催6回(R6 3回) 東近江地域障害児(者)サービス調整会議への参画 ・運営会議12回(R6 12回) ・全体会議及び定例会議12回(R6 12回)	協議会や調整会議で障害者や関係する支援者の声を聴くことができた。 また、各会議にて特に地域の課題として位置付けたものについて部会を設置し、関係機関や障害福祉サービス事業所等と議論を深めることができた。	各会議の議論を深化させ、各種計画への反映や、基盤整備の検討にいかす。 令和8年度が障害者計画等の終期となることから、令和8年度は次期計画の策定を進める。	障害福祉課

第3次東近江市男女共同参画推進計画【令和7年度実績表】

目標4 家庭や地域における男女共同参画の実現

目標値進捗状況表

指標	基準値	前回数値	現況値	目標値	備考	担当課
	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
女性の代表又は副代表がいる自治会の割合	4.0%	4.7%	3.7%	6.0%	基準値は令和3年度の数値 自治会長のみにて算出（副自治会長含まず）	まちづくり協働課
自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動への女性の参加率	40.4%	46.3%	33.7%	50.0%	市民意識調査	まちづくり協働課
「地域社会における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合	23.9%	21.4%	23.5%	30.0%	市民意識調査	人権・男女共同参画課

具体的施策

（1）男性の家庭生活への参画の促進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
30	広報・啓発の充実	日常生活における家事分担等を性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを進めるため、男性の家事、育児、介護等への参画について啓発を行います。	男女共同参画推進員による出前講座 子育て世代の男性を対象とした講座 広報ひがしおうみ 市ホームページ 東近江スマイルネット	出前講座 3回 43人 (R6 3回 60人) 男女共同参画講座「わらべうたではじまる親子のあそび時間」 (八日市図書館と共催) 13組 (R6 5組) 広報ひがしおうみ 市ホームページ 東近江スマイルネット	講座の開催や各種媒体による広報等を通じて、幅広い世代に対して家庭での男女共同参画についての意識啓発につなげることができた。	引き続き、講座等を通じて家庭における男女共同参画の啓発を行った。 意識調査では、男性の家庭参画に必要な要素として家庭内コミュニケーションが最も多く挙げられた。 この結果を踏まえ、今後は家庭内コミュニケーションの重要性に関する啓発内容の充実を図る。	人権・男女共同参画課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
31	学習機会の提供	男女が共に協力して家事、育児、介護等を担えるよう、学習機会の提供を行います。	男女共同参画推進員による出前講座 子育て世代の男性を対象とした講座	出前講座 3回 参加者43人 (R6 3回 参加者60人) 男女共同参画講座「わらべうたではじまる親子のあそび時間」 (八日市図書館と共催) 13組 (R6 5組)	講座の開催等を通して、家庭における男女共同参画について考えるきっかけづくりを行った。 併せて、子育て世代の男性を対象とした講座では、わらべ歌等を活用し、子供との関わり方や発達・成長に関する知識の習得を図った。	引き続き、家庭での男女共同参画に関する講演会や出前講座等の学習機会を提供する。	人権・男女共同参画課
			出前講座やコミュニティセンター講座の実施 生涯学習情報紙の発行	出前講座 メニュー件数：108件（市民の部：32件、行政の部：44件、企業・公共機関の部：32件） 実施回数：234件（R6 219回） 生涯学習情報紙：年2回発行	出前講座やコミュニティセンター講座を通じて、市民のニーズに沿った学習機会を提供した。 生涯学習情報紙を公共施設等に設置するほか、市ホームページに掲載することで広く市民に情報提供を行った。	多様化する市民ニーズを把握しながら、要望に沿った出前講座を展開できるよう講座数の増加、講師確保に努める必要がある。	生涯学習課
			認知症に関する普及、啓発や介護者家族への支援、相談の実施	認知症カフェの開催 市内の地域密着型介護サービス事業所2箇所と市内のカフェ2箇所で実施で実施（R6 2箇所） 介護者のつどいの開催 5回 参加者35名（R6 5回 参加者50名）	今年度は認知症カフェの稼働が4箇所に加え、認知症当事者やその家族の居場所作りができた。若年性認知症当事者をカフェにお招きし、当事者や家族との交流会を実施した。	認知症カフェを広く市民に周知するだけでなく、認知症カフェの増設を図りたい。その上で更なる認知症に関する普及・啓発に取り組む必要がある。 介護者のつどいは募集定員に満たない回が多いため、実施内容や周知の方法を検討する。	地域包括支援センター

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
32	子育て参加の促進	子育てに関する教室、サロン等への父親参加を促進するため、広報・啓発活動を行います。	父親向けの子育て講演会の開催 パパならではの育児に対する悩みや楽しみを共感しあう父親同士の交流の場「父の会」の開催	父親向け子育て講演会の参加者に対し、教室や広場の案内をした。男性25人、女性27人、託児20人 父親同士が子育てに関するトークを繰り広げ、子供への関り方など情報交換の場を提供した。 5回開催 34組 94人	父親向けの講演会を開催することで、子供との関わり方について学べる機会が提供できた。 「父の会」では子育てに関する情報交換をすることで、子育てへの関心が高まった。	男性の育児参加を後押しするために、今後も父親向けの講演会や父親同士の交流会を開催するなど、子供への関わり方や子育てのノウハウなど情報交換ができる場を提供していく。	子育て支援センター
			マタニティ教室（来所又はオンライン）で産後の育児指導を実施。母子健康手帳交付時の案内や健康ガイドブック、子育てハンドブック「ららら」、「母子手帳アプリららぽけ♪」等で周知	マタニティ教室で父親の育児、家事について説明 母子健康手帳交付時や健康ガイドブック、子育てハンドブック「ららら」、「母子手帳アプリららぽけ♪」等で周知	母子手帳交付時やマタニティ教室の夫婦での来所が増加。 マタニティ教室参加者のうち父親が一緒に参加した割合は43.8%。	マタニティ教室における父親の参加割合は増加した。今後も母子健康手帳交付時や新生児訪問時などあらゆる機会を捉え、父親の育児参加及びマタニティ教室への夫婦での参加を促していく。	健康推進課

（2）地域活動における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
33	地域活動への男女共同参画	男女が共に地域活動に参画するとともに、自治会をはじめとする地域団体等において女性が積極的に運営方針決定に参画できるよう働きかけます。	活動の見直しを行う自治会を支援するため「自治会まるごと支援メニュー冊子・DVD」を活用した出前講座を実施するとともに、各年代層から男女が概ね半々で構成するプロジェクトチームを設置して議論を進めることを条件とした「住み続けたい地域づくり交付金」の活用を「まちづくり資料集」に掲載し、各自治会へ周知した。	住み続けたい地域づくり交付金の活用 1自治会	住み続けたい地域づくり交付金を活用することで、自治会自らの課題解決の取組につながっている。	住み続けたい地域づくり交付金の活用や出前講座の活用の周知を図り、自治会の支援をしていくことが、持続可能な地域コミュニティの醸成につながる。	まちづくり協働課
			男女共同参画推進員による出前講座	出前講座 3回 43人 (R6 3回 60人)	出前講座では、電子紙芝居を用いて家庭や地域の身近な課題を取り上げ、地域での男女共同参画を考えるきっかけとすることができた。	引き続き、出前講座の実施を通して地域活動での男女共同参画を推進する。	人権・男女共同参画課
34	地域活動における女性リーダーの育成	まちづくり協議会等において、活躍する女性リーダーを育成します。	研修会・交流会の機会に人材確保・育成について女性を含む幅広い世代の参画に対する取組の必要性を伝え、コミュニティセンター事業を多世代の交流拠点として活用	まちづくり協議会研修会・交流会を実施した。意見交換の中で人材確保・育成について女性を含む幅広い世代の参画に対する取組の必要性も議論された。	まちづくり協議会活動の中に子育て世代をターゲットにした事業を企画し、若者や女性の参加を呼びかけることができた。	まちづくり協議会活動の中で、若者、助成、子育て世代をターゲットにした事業内容の企画と情報発信が必要	まちづくり協働課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
35	自治会での学習活動の充実	男女共同参画推進員による出前講座の実施や市民に配布する人権学習冊子での啓発等、地域での学習会の充実に努めます。	冊子による啓発 町別懇談会のでびき 人権学習冊子「ぬくもり」 各種媒体による啓発 市ホームページ	町別懇談会のでびき 1,600部 男女共同参画及び女性の人権に関わる人権啓発DVDの一覧を掲載した。 人権学習冊子「ぬくもり」40,000部 町別懇談会や職場内研修、家庭等で学習教材として活用できる内容で作成した。 市ホームページへの掲載	人権学習冊子「ぬくもり」とビデオ教材視聴を組み合わせた方法で、「女性」、「子ども」、「高齢者」等、身近なテーマを取り上げて学習することができた。	今後も「ぬくもり」を活用しながら、様々な人権問題の学習に取り組んでいく。 町別懇談会に参加する人の年齢層が高く、若い人が参加しやすいように取り組んでいく必要がある。	生涯学習課
			男女共同参画推進員による出前講座	出前講座 3回 43人 (R6 3回 60人)	啓発紙を通して情報を提供することにより、地域での学習会の充実につなげることができた。	より一層出前講座を活用してもらえるように、今後も周知を行う。	人権・男女共同参画課

(3) 防災における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
36	災害時における男女共同参画の推進	災害時における性別役割分担意識や性差に起因する諸問題を解消するため、男女のニーズの違い等男女双方の視点による適切な配慮が図れるよう、啓発と体制づくりに努めます。	講座等による啓発 防災・減災のつどい 防災リーダー養成講座 防災出前講座 職員訓練 男女のニーズに配慮した防災体制の整備 生理用品等の備蓄	防災・減災のつどい 250人 (R6 217人) 防災リーダー養成講座 全4回 12人 (R6 全4回 15人) 防災出前講座 35回 2,471人 (R6 31回 1,355人) 生理用品の備蓄 2,740枚 購入 (R6 2,740枚 購入)	防災における男女共同参画の推進を目的とし、人権・男女共同参画課と共同で、「防災・減災のつどい」を開催した。令和7年度は、女性ならではの視点から女性防災士へ講師を依頼し、市民へ多様な視点で防災(減災)について考える機会をつくることができた。また、職員が適切に避難所運営が行えるよう女性が多い避難所班職員への訓練を実施した。	広く女性が参加しやすい講演会や講座等を実施し、災害時における女性への配慮や性別役割分担の意識の普及に努める。また、女性特有の備蓄品の選定や、トイレや衛生面における避難所環境の整備について、女性からの意見を取り入れ、推進していく。	防災危機管理課
37	防災に関する知識の普及	地域の防災活動を高めるため、防災に関する知識の普及を行うとともに、自主防災組織への女性の参画を推奨するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に取り組む体制づくりの普及に努めます。	講座等による啓発 防災出前講座 地区防災計画の策定 自主防災組織の設立、相談等	防災出前講座 35回 2,471人 (R6 31回 1,355人) 地区防災計画の策定 なし (R6なし) 自主防災組織の設立、相談等(随時)	防災出前講座や防災に関する相談を通して、災害時の女性への配慮や女性に必要な備蓄品の推奨についての啓発を行った。	防災出前講座、啓発チラシ等の中で、地域で女性の視点を取り入れた防災対策の取り組みを推奨していく。	防災危機管理課

第3次東近江市男女共同参画推進計画【令和7年度実績表】

目標5 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

目標値進捗状況表

指標	基準値	前回数値	現況値	目標値	備考	担当課
	令和2年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
DVの相談先を知っている市民の割合	75.3%	—	73.8%	85.0%	男女共同参画に関する市民意識調査（5年に1度の調査）	こども相談支援課 人権・男女共同参画課
子宮頸がん検診受診率※3	11.9%	16.5%	16.3%	50.0%	健康管理システム	健康推進課
乳がん検診受診率※4	15.5%	17.6%	18.7%	50.0%	健康管理システム	健康推進課

※3 地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 子宮頸がん検診（20～74歳）受診率

※4 地域保健・健康増進事業報告より東近江市国民健康保険加入者 乳がん検診（40～74歳）受診率

具体的施策

（1）人権尊重についての意識の醸成

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
38	男女の人権に関する啓発活動	人権のまちづくり町別懇談会等を通じて男女の人権に関する啓発に努めます。	冊子による啓発 町別懇談会のてびき 各種媒体による啓発 市ホームページ	町別懇談会のてびき 1,600部 男女の人権に関わる人権啓発DVDの一覧を掲載した。また、講師による懇談会を希望される場合は、講師情報として男女共同参画推進員を紹介した。 市ホームページへの掲載	男女の人権に関わる人権啓発のDVDを活用される自治会が増えて、身近に性別を理由とした差別が存在していることを認識してもらえるよう努めることができた。	今後も、様々な人権問題の中で、男女間の差別について日常から意識を持ち続ける社会的な環境を作っていく。	生涯学習課
			男女共同参画推進員による出前講座	出前講座 3回 参加者43人 (R6 3回 参加者60人)	出前講座を通じて、男女の人権についての意識啓発につなげることができた。	更に出前講座を自治会の学習会等で活用してもらえるように周知していく。	人権・男女共同参画課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
39	不適切な性・暴力表現等の排除に向けた取組	青少年の健全育成のため、身近な環境における有害図書等の排除に努めます。	青少年育成市民会議で、コミュニティセンターや市役所に白ポストを設置し、有害図書等の回収を行う。	年間を通じて白ポストによる有害図書及びDVDの回収を行った。	青少年育成市民会議本部、支部連携事業(環境浄化推進事業)として、計画的に取り組むことができた。	今後も青少年健全育成のため、計画的に取り組む。	生涯学習課
40	ハラスメント等の対策の推進	企業、事業所における相談・支援体制を充実させるため、事業所訪問などを通じた啓発により、セクシュアル・ハラスメント等の人権に関する窓口担当者の設置を促進します。	訪問による啓発 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問 において、取組状況の確認・指導と啓発を行った。 ハローワーク東近江による人権に関する窓口担当者の未設置事業所への設置を促進	事業所訪問 234社 (R6 224社) 資料提供による事業所啓発 98社 (R6 104社) 事業所内公正採用選考説明会 年1回 参加者20人 (R6 20名)	ハラスメント等の人権に関する相談窓口の未設置事業所について働きかけを行うことができた。	引き続き、事業所における相談・支援体制を充実させるため、人権に関する窓口担当者の設置を促進する。	商工労政課
41	多様な性の尊重	LGBT等性的マイノリティに対する理解を深め、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性を尊重する意識の醸成に努めます。	男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座 第2回) 滋賀県パートナーシップ宣誓制度の運用	男女共同参画推進リーダー養成講座(人権のまちづくり講座 第2回) 67人 (R6 104人) 滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証提示により提供可能となる行政サービス 5件	講演会の開催を通して、ジェンダー平等についての意識啓発をすることができた。 本市においても滋賀県パートナーシップ宣誓制度の運用を開始、パートナー(宣誓者)が対象となる行政サービスを拡大	関係機関と連携しながら、性的マイノリティに関する理解を深める意識啓発に努める。 滋賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーが利用できる行政サービス等の拡充を図る。	人権・男女共同参画課

(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
42	あらゆる暴力を防止するための意識啓発	講座の開催、広報ひがしおうみ、市ホームページの活用等、あらゆる方法でDV、性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた啓発に努めます。	講座による啓発 ・デートDVに関する講座 ・男女共同参画推進員による出前講座 各種媒体による啓発 ・広報ひがしおうみ ・東近江スマイルネット ・滋賀報知新聞	デートDVセミナー (びわこ学院大学と共催) 102人 (R6 108人) 出前講座 3回 60人 (R6 3回 60人) 広報ひがしおうみ 東近江スマイルネット 啓発ポスターの掲示 滋賀報知新聞の広告欄での周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発を実施し、DV防止について周知することができた。	引き続き、セミナーの開催や各種媒体による周知を行い、年間を通じてDV防止についての啓発を行う。	人権・男女共同参画課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
43	若年層に対する意識啓発	交際相手からの暴力（デートDV）に関する認識向上のため、若年層に対する予防啓発、教育・学習を実施します。	デートDVに関する講座の実施による啓発 啓発冊子の配布による啓発	デートDVセミナー （びわこ学院大学と共催） 102人（R6 108人） 市立中学校3年生を対象に、滋賀県作成のデートDV予防啓発冊子の配布	関係機関と連携しながら、デートDVに関して啓発し、学習機会を提供することで、若年層への意識啓発につなげることができた。	引き続き、セミナーの開催啓発冊子の配布等を通して若年層への意識啓発につなげる。	人権・男女共同参画課
44	相談体制の充実	DV被害者に対する相談窓口として周知を図るとともに、関係機関と連携のもと、相談・支援体制を強化します。	DVに関する相談について、女性相談員による助言や支援等を行う。	女性相談件数 443件（R6 544件）	庁内関係部署や各関係機関と連携協力し、適切な助言や支援を行った。	複雑なケースが増えているため、関係機関と連携しながらもプライバシーに配慮して支援をする必要がある。	こども相談支援課
			臨床心理士による相談対応及び関係課への連携	男女共同参画やすらぎ相談（臨床心理士による相談） 相談件数 55件（R6 63件）	必要に応じて関係課及び関係機関へ連絡するなど、支援体制の充実に努めた。	引き続き、関係課及び関係機関との連携を図るとともに、相談窓口の周知を行う。	人権・男女共同参画課
45	被害者の支援に対する取組	関係機関との連携による一時保護等、DV被害者に対する迅速な支援に努めます。	相談者から一時保護を求められた場合、安全や緊急度を確認し、関係機関と連携を取りながら対応を行う。	一時保護件数 6件（R6 3件）	彦根子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、迅速に対応した。	一時保護先の退所に当たっては、適切な居住先の確保と経済的支援を行う必要がある。	こども相談支援課
46	被害者の自立に向けた支援の充実	DV被害者の個別の状況に応じた自立支援を行い、関係機関と連携しながら支援を実施します。	DVに関する相談に対し、今後の生活全般における個別の支援を行う。（住居、就労、子供の学校や園など）	母子生活支援施設入所措置 1世帯2人（R6 2世帯5人） 住民基本台帳閲覧に関する支援措置 23件（R6 17件）	関係施設や関係機関と連携しながら、安心した生活を送れるよう状況に応じて個別の支援を行った。	関係機関との更なる連携と様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップを図る。	こども相談支援課
47	子どもに対する支援	DVがある家庭環境下で心理的・身体的被害を負っている子どもに対し、関係機関と連携し、安全確保や相談等の支援を行います。	東近江市要保護児童対策地域協議会による各関係機関との連携のもと、子供の安全確保や相談等の支援	子供とその家庭に対し、警察、日野子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、保護者への聞き取りや情報収集を行い、必要に応じて助言や指導、子供の保護へとつないだ。	心理的・身体的被害を負っている子供に対し、関係機関と連携し、安全確保や相談等の支援を行った。	関係機関との更なる連携と様々な相談に対応できるよう組織体制の確立と関係機関間の連携を高める。	こども相談支援課

(3) 生涯を通じた健康づくりへの支援

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
48	妊娠・出産に関する支援	妊娠・出産、不妊症及び不育症について、保健指導と相談等の充実に努め、切れ目ない支援を行います。	母子健康手帳交付時の妊婦相談を実施 マタニティ教室を開催 ハイリスク妊産婦(児)訪問を実施 生後4か月児健診までに家庭訪問を実施 妊婦健康診査受診券を交付し助成を行う。 産後ケア事業を実施 多胎妊婦健康診査受診券の交付、 多胎児家庭サポート事業を実施	母子健康手帳交付時の妊婦相談を実施。 マタニティ教室 12回 延べ144人参加 ハイリスク妊産婦(児)訪問を実施。 4か月児健診までに家庭訪問を実施。689件 妊婦健康診査、産婦健康診査受診券を交付助成 産後ケア事業 短期入所型38件、通所型38件、訪問型29件 多胎妊婦健康診査受診券の交付、 多胎児家庭サポート事業を実施。 「母子手帳アプリららぽけ♪」による情報発信サービスを開始(令和8年1月)。プッシュ通知にて妊娠週数に応じた情報提供を行った。 アプリ登録者数797人 (男34人、女731人、未設定32人) (令和8年3月末現在)	母子健康手帳交付時の妊婦相談やマタニティ教室を通じ、妊産婦へ継続的な情報提供を行った。 ハイリスク妊産婦(児)に対しては訪問や面接を丁寧に行い支援した。 産後ケア事業の積極的な実施により利用が拡大しており、母親の心身の負担軽減及び育児不安の解消を図ることができた。	引き続き、母子を取り巻く環境や心身の健康状態に合わせた妊娠期からの切れ目ない支援を行う必要がある。産婦健康診査の費用助成やエジンバラ産後うつ病質問票等の活用による産後うつの早期発見に努め、ニーズが高まる産後ケア事業やその他必要な支援へ確実につなぐ。さらに今後は、妊産婦への身近な情報提供ツールとして「母子手帳アプリららぽけ♪」の周知と利用者増加を目指し、妊娠期から子育て期にわたる支援体制を強化していく。	健康推進課
49	健康な身体づくりの推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康診査やがん検診の受診勧奨や生活習慣の改善等について啓発や保健指導を行います。	健康ガイドブックや東近江スマイルネット、市LINE等のSNS活用し情報提供 健康診査、がん検診等を集団検診、医療機関委託により実施 出前講座や健康推進員などの地区組織活動と協働し、生活習慣やがん検診の指導及び啓発 がん検診(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)の無料クーポン券を交付 健診結果説明会の開催	健康診査、がん検診等を集団検診、医療機関委託により実施した。自らLINEで受診可能な健康診査、がん検診が検索できる取組を開始。 出前講座や健康推進員などの地区組織活動と協働し、生活習慣の指導やがん検診の啓発を行った。 がん検診(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)では、無料クーポン券を交付し、検診費用の助成を行った。	様々な手法を用いた受診啓発の取組により、がん検診では胃及び乳がん検診の受診率が上昇したが、それ以外の検診は低下した。 健康診査の受診者数については、高齢者健診で増加したが、一般健診は低下した。 健診結果説明会については、参加者数は減少し、参加率が低下した。	引き続き、あらゆる機会を活用し、健康診査及びがん検診の受診勧奨と、健診・検診結果に応じた医療機関への受診や生活習慣改善につなげる取組を行っていく。 結果説明会については、実施内容を見直ししながら、市民の健康意識を高める取組を進める。	健康推進課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
49	健康な身体づくりの推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康診査やがん検診の受診勧奨や生活習慣の改善等について啓発や保健指導を行います。	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」では、ウォーキングの促進や健康診断の受診を推奨している。加えて、健康推進につながるようなイベントがあれば、参加を勧めている。	国保新規加入者へのチラシ配布や巡回型人間ドックの結果お返し会でポスターを掲示するなどして、「BIWA-TEKU」の利用を促進した。また、アプリ取得済の人が、継続して長く活用してもらえるよう国スポ・障スポ開催に合わせて、会場周辺をめぐるスタンプラリーコースを2つ追加した。	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を市ホームページに掲載した他、啓発物品を窓口や健診受付において配布し、啓発を行った。啓発期間は登録者の大幅な増加がみられた。	ポイントをためるイベント登録やスタンプラリーのコース設定について、これまで以上に庁内連携することで幅広い情報を掲載し、市民が楽しみながら健康づくりに取り組んでもらえるよう検討を行う。	保険年金課
			市立病院及び市診療所 健康診査及び各種がん検診 保健事業 令和8年度は罹患率が増加傾向にある乳がんの受診率向上を目的に平日夜間・休日の乳がん検診（令和8年度平日夜間・休日乳がん検診業務）を委託契約する。	・健康診査及び各種がん検診（通年） ・市診療所（指定管理者）による保健事業 総合相談窓口の設置、健康教室、広報紙の発行、医師による東近江スマイルネットでの診療所だよりの放送、栄養教室等を実施した。	疾病の早期発見や重症化予防につながることができた。	市民への健康づくりを啓発するために市診療所での保健事業を継続して行う。	地域医療政策課
50	発達段階に応じた性教育の推進	教育・保育の場において生命と性を尊重する意識の醸成を促進するため、発達段階に応じた性に関する指導を行うとともに、家庭での性教育を推進するため、保護者に対しても性教育に関する情報提供に努めます。	学習指導要領に基づいた保健学習の推進と学習の様子を保護者に紹介し学校と家庭の連携を図る。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する指導を行った。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する指導を行うことで、正しい性の知識の普及と正確な情報提供に努めた。	学習指導要領に基づいた性に関する指導を継続する。また家庭との連携を図り、保護者に対しても性の多様性を含めた情報提供に努める。	学校教育課
			子供の健康な体づくりと自分の体を大切にするという指導の観点から、機会を設け発達に応じた指導を行う。	全ての園で誕生会や身体計測時に年齢や発達段階に応じた指導を行った。また、日々の保育の中で生命や性を尊重する指導を行った。	子供たちが自分の体や健康について関心を持つことができた。また、命や性について知る機会となった。	自分の体や健康に関心を持ち、自分の体を大切にすることが育つよう、それぞれの年齢や発達段階に応じた内容の指導を行う。	幼児課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
51	性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズなどの性感染症の予防に関する情報提供や啓発活動を行います。	学習指導要領に基づいた学習と助産師など外部講師による講演会を実施する。	学習指導要領に基づき保健学習を実施するとともに、外部講師によるいのちの学習の機会を設けた。	学習指導要領に基づく保健学習や外部講師によるいのちの学習で性感染症や予防について学習するとともに、命の大切さを再認識する機会となった。	外部講師を活用した命の学習を通じ、性感染症の予防について学習する機会を持つ。	学校教育課
			学校保健と連携し、現状や課題の共有を行う。 学校保健委員会での情報共有を行う。	学校保健と連携し、現状や課題の共有を行う。 学校保健委員会に出席し情報共有に努めた。	学校保健との連携では、学校保健委員会への出席や、小中学校のがん教育の中でHPV感染予防について伝えた。 成人式及び市内大学でHPV感染予防や子宮頸がん検診の啓発資料を配布した。	学校保健との連携強化及び学齢期以外の年齢層への周知を行う。	健康推進課

(4) 社会的支援を必要とする人への対応の推進

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
52	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合、必要に応じて子育て支援や生活援助等の支援を行います。	ひとり親家庭等の生活援助、子育て支援の実施	日常生活支援事業 派遣件数 延べ 0件 (R6 0件) 派遣日数 延べ 0日 (R6 0日)	ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合、必要に応じて家庭生活支援員を派遣して子育て支援できることについて情報提供を行った。	事業の利用者が減少していることから、現況届時等に広く周知する必要がある。	こども政策課
		ひとり親家庭の自立を目指し、関係機関と連携しながら、職業訓練の紹介、資格取得講座の案内等を行い、就労を支援します。	就労支援メニューの選定を行い、必要に応じて自立支援計画書の策定 高等職業訓練促進給付金等事業の給付 自立支援教育訓練給付金事業の給付	プログラム策定事業 計画書策定件数 3件 (R6 10件) 就労相談 133件 (R6 415件) 新規就労 2件 (R6 4件) 高等職業訓練促進給付等事業 1件 (R6 2件) 自立支援教育訓練給付金事業 1件 (R6 1件)	ハローワークと連携し、就労支援を行った。インターネットにより、自力で就職活動ができるひとり親が増えているが、就職後の職場の悩み相談が増えている。 資格取得講座の受講希望者からの問合せが増えている。	資格取得講座について、給付対象かの確認や、ハローワーク等他の制度の併用についての確認が必要となっている。 様々な施策の情報提供を含め支援を行う必要がある。	こども政策課
		ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員等による相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供及び支援を行います。	母子・父子自立支援員による生活全般に関わる相談の実施	母子・父子自立支援員相談 延べ 1,696件 (R6 2,228件) 内 貸付の相談 延べ 312件 (R6 408件)	母子・父子自立支援員を2名配置し、関係機関と連携しながら不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供及び支援を行った。	ひとり親家庭に係る相談は、内容が多様化、複雑化しており、母子・父子自立支援員の関わりが長期化する傾向がある。	こども政策課

No.	具体的施策	内容	具体的取組	令和7年度取組状況	成果	課題と今後の方向性	担当課
53	高齢者、障害者、外国人等への支援	高齢者、障害者、外国人等が地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制の充実や情報提供等の支援を行います。	暮らしのなかの一般相談を必要に応じて関係部署へ繋いだり、法的なアドバイスを受ける機会や専門の相談機関を紹介します。 外国籍の市民の窓口手続きに、通訳支援を行う。	市民相談（随時） 216件（R6 225件） 弁護士相談（35回／年） 174件（R6 193件） 司法書士（12回／年） 61件（R6 61件） R7から実施なし（R6 3件） ポルトガル語通訳 4,369件（R6 4,585件）	複雑・多様化する相談内容を丁寧に聞き取り、問題解決の糸口となる支援に努めた。 ポルトガル語以外の来庁者に対し、タブレットを活用した窓口対応を実践した。	引き続き、様々な相談内容を丁寧に聞き取り、問題解決の糸口となる支援に努める。	市民生活相談課
			地域包括支援センターの複数設置、相談支援体制の整備	総合相談支援事業 地域包括支援センターでの高齢者に関する相談対応件数 10,664件 (R6 10,393件) 高齢者実態把握調査を実施した。 585件（R6 754件）	能登川・五箇荘・八日市地域包括支援センターと連携を図り、相談支援体制を強化することができた。 80歳年齢到達者へ高齢者実態把握調査を実施し、センターの周知及び生活状況の把握を行い、必要に応じて適切な制度や機関につないだ。	高齢者やその家族が住み慣れた地域で専門的な相談が受けられる体制構築のため、地域包括支援センターの未設置地域への設置を進めていく。また、各包括と連携を図り相談支援体制の強化を行う。	地域包括支援センター
			障害がある方への相談支援体制を整備し、生活の困りごとへの支援を行う。 相談支援事業機能の強化を図るため、東近江市障害者基幹相談支援センター事業の実施に向け検討を進めた。	東近江福祉圏域2市2町による相談支援業務の委託事業 (社福) 蒲生野会 (社福) わたむき福祉会 (社福) きぼう (社福) くすのき会 市単独事業による相談支援業務の委託事業 (社福) 東近江市社会福祉協議会 (社福) 美輪湖の家 市直営による相談支援業務	障害がある方の生活の困りごとや自立に向けた支援のために、障害福祉サービスや諸制度の利用につなぐ相談支援を行った。 相談者それぞれが抱える課題に応じて、各関係機関と連携して対応を行った。 令和8年4月から東近江市障害者基幹相談支援センター事業を実施する。	障害がある方の課題においては、生活困窮や高齢化の問題等他分野にわたることが多く、本人以外の家族にも課題があることも多い。また、障害児のサービス利用の需要も増えてきている。これらの課題解決のために、高齢、児童、生活困窮、就労、住まい等の関係機関との連携を推進するとともに、地域の資源とのつながりの強化も必要である。 東近江市障害者基幹相談支援センター事業が円滑に進むよう委託先の事業者との連携や市内の相談支援事業所に周知が進むよう取り組む必要がある。	障害福祉課
			臨床心理士による、家族関係や職場での悩み、仕事と家庭の両立等についての相談対応	男女共同参画やすらぎ相談（臨床心理士による相談） 相談件数 55件（R6 63件）	必要に応じて関係課及び関係機関へ連絡するなど、支援体制の充実に努めた。	引き続き、関係課及び関係機関との連携を図るとともに、相談窓口の周知を行う。	人権・男女共同参画課